

法獣医学と動物法

三上正隆（愛知学院大学）

I はじめに

- ・本講演の目的
- ・2つのケース

ケース1) 長野県諏訪大社の「蛙狩神事（かわずがりしんじ）」において、元旦に本宮前の御手洗川の氷を砕いて蛙を捕え、その蛙を神前で小弓を以て射通し矢串のまま供えた¹。

ケース2) 2022年11月17日、沖縄県南大東村で野良猫の保護活動をするXは、自宅の元倉庫で猫38匹を飼育した。床は猫の糞尿や毛などが数センチの高さに堆積し、猫の死骸が多数放置されていた。

X宅の付近に住むAが動物虐待等の疑いがあるとして、南大東村役場に通報した²。

II 対応の流れ

- ・法令（動物愛護管理法等）に基づく冷静な対応の必要性
※環境省『動物虐待等に関する対応ガイドライン』（令和4年3月）

・2つの場面とその対応

①動物虐待等事案疑い

- 過去・現在の動物虐待等に対する対応
- 愛護動物虐待等罪（法44条）に関する対応

②虐待を受けるおそれがある事態

- 将来における動物虐待の防止を図るための対応
- 行政措置（勧告・命令等）による対応

法25条4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係るのある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

・各対応の関係

①行政

- 虐待を受けるおそれがある事態が生じているが、まだ虐待に至っていないとまでは言えない事案

②行政→司法

- 動物虐待事案疑いと虐待を受けるおそれがある事態が併存している事案

¹ 諏訪大社「諏訪大社の神事・行事」<https://www.suwataisha.or.jp/i/gyouji.html>（参照2023年12月8日）。

² 環境省『令和4年度 動物の虐待事例等調査報告書』20頁参照。

「南大東村では13年頃に猫が引っかかりしてかかる「猫引っかかり病」に村民が少なくとも3人感染。一命を取り留めたものの本島に救急搬送された例もあった。村は再発防止を掲げ、条例を制定した。村は9月に「南大東村飼い猫の適正な飼養および管理に関する条例」に基づき立ち入り調査を実施。環境の改善を勧告したが是正されず、那覇署に通報した。

2022年12月2日、那覇署は女性を那覇地検へ送致した。

2022年12月22日、那覇区検は動物愛護管理法違反（虐待）の罪で女性を略式起訴した。

那覇簡裁は同日、罰金10万円の略式命令を出した。」³

※刑法の謙抑性

「刑罰はもっともきびしい法的制裁であり、法益の侵害を内容としている。刑罰を用いることは、(われわれと同じ社会の一員であり仲間である)犯人の人生を破壊し、犯人を本格的な犯罪者の道へと追いやってしまう危険を常にともなっている。刑罰は、使わないですむのであればそれに越したことはない。しかも、……刑法は、法益保護のための唯一の手段ではなく、刑法以外の法規範や、法以外の社会規範も、社会秩序を維持し、法益を保護する働きをしている。／以上のことから、**刑法の適用は「ひかえ目」でなければならないという原則が導かれる**」⁴。

③行政+司法

→動物虐待事案疑いと虐待を受けるおそれがある事態が併存している事案

→「動物虐待事案＝警察、動物虐待等につながる不適正飼養・虐待を受けるおそれがある事態＝行政という明確な線引きは困難」⁵

④司法

→すでに動物虐待等がなされた事案

III 愛護動物虐待等罪に関する対応

・愛護動物虐待等罪の成否は、最終的には裁判所が判断することである

→地方公共団体としては、同罪の成否について最終的な結論を出す必要はない

→検討の結果、当該事案が同罪の要件に該当する可能性が高いと思慮される場合には、警察に相談・通報し、迅速に情報を共有することになる⁶

→当該事案が悪質であって、地方公共団体が当該行為者の処罰を望むのであれば、告発を行うことになる（刑事訴訟法239条1項）

※告発＝第三者（すなわち、被害者その他の告訴権者、犯人及び捜査機関以外の者）が、捜査機関に対して、犯罪事実を申告し、犯人の訴追・処罰を求める意思表示

→告発を受けた検察官又は司法警察員は、原則としてこれを受理する義務を負う⁷

³ 環境省・前掲注2) 20頁。

⁴ 井田良『基礎から学ぶ刑事法 第6版補訂版』（有斐閣、2022年）49-50頁。

⁵ ガイドライン37頁図表8。

⁶ ガイドライン8頁。

⁷ 東京地判昭和54年3月16日判タ389号112頁参照。

→例外的に受理義務のない場合⁸

- ①申告している犯罪事実が不明確で、犯罪事実の申告といえないもの
- ②明らかに罪とならない事実を告発事実とするもの
- ③申告にかかる犯罪事実につき、既に公訴時効が完成しているもの⁹
- ④処罰を求める意思の存否が不明確である場合
など

→申告している犯罪事実を明確にして、その事実の存在を証明する根拠・資料を示す¹⁰

IV 愛護動物虐待等罪の概要

法44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に対し、①みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、②みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、③自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、④排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管すること⑤その他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる
二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

[丸数字・スラッシュ引用者]

・愛護動物虐待等罪¹¹ (法44条)

- ・44条1項→愛護動物殺傷罪
- ・同条2項→愛護動物虐待罪
- ・同条3項→愛護動物遺棄罪
- ・同条4項→「愛護動物」の定義

※令和2年改正による法定刑の引上げ、「虐待」の例示行為の追加

- ・保護法益＝（動物そのものではなく、）「動物を愛護する気風という良俗」¹²

V 愛護動物虐待等罪の成否の判断

1 成否の判断のポイント

- ・各犯罪類型の要件に沿って検討する→要件に該当する事実を意識する
- ・要件に該当する事実の存在を証明するための証拠を残す→法獣医学
※証拠裁判主義：「事実の認定は、証拠による。」（刑事訴訟法317条）

⁸ 河上和雄ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 第2版 第4巻』（青林書院、2012年）792-793頁〔今崎幸彦＝河村博〕。

⁹ 公訴時効は「犯罪行為が終わった時から」（刑事訴訟法253条1項）、愛護動物殺傷罪は5年（同法250条2項5号）、愛護動物虐待罪・同遺棄罪は3年（同項6号）を経過することによって完成する。

¹⁰ 告発の手続・留意点については、ガイドライン68-69頁も参照。

¹¹ 同罪の詳細については、三上正隆「愛護動物虐待等罪の概説」警察学論集73巻12号（2020年）37頁以下、ガイドライン12頁以下等参照。

¹² ガイドライン14頁。

2 2つのケースの検討

- ・愛護動物虐待等罪の要件に該当する可能性が高いのかを証拠に照らして判断

(1) 「愛護動物」に該当するか？

- ・愛護動物虐待等罪の行為客体→全ての動物ではなく、「愛護動物」に限定
※純粋な野生状態の下にある動物（野生動物）は動物愛護管理法の対象ではなく、鳥獣保護管理法の対象となる¹³
- ケース 1) →本宮前の御手洗川の氷を砕いて捕えた蛙
- ケース 2) →飼育する猫 38 匹

↓

(2) 「虐待」（法 44 条 2 項）に該当するか？

愛護動物に対し、

- ①みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、
- ②みだりに、
給餌若しくは給水をやめ、
酷使し、
その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は
飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管すること
により衰弱させること、
- ③自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、
- ④排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管すること
- ⑤その他の虐待
を行つた者

・「虐待」

＝愛護動物に対して「不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取扱をすること」¹⁴

・例示行為該当性を判断

ケース 2)

→自宅の元倉庫で猫 38 匹を飼育した。床は猫の糞尿や毛などが数センチの高さに堆積し、猫の死骸が多数放置されていた。

- ④排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管すること

②みだりに、

その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は
飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管すること
により衰弱させること、

→「各行為」・「結果（愛護動物の衰弱）」・「みだりに」の3つの要素に分けて、各要素を充足する事実が存在するかを獣医学的評価¹⁵により判断する

例) ボディコンディションスコア (BCS) を用いた「衰弱」の判断

¹³ ガイドライン 10・15 頁。

¹⁴ 「動物の保護及び管理に関する法律第 13 条第 1 項に規定する『虐待』の解釈について（回答）（平成元年 4 月 13 日総管第 147 号）。環境省・ガイドライン 22 頁参照。

¹⁵ 獣医学的評価の仕方については、ガイドライン 80 頁以下参照。

VI おわりに

・まとめ

- ・法令（動物愛護管理法等）に基づく冷静な対応の必要性
- ・各犯罪類型の要件に沿った検討→各要件に該当する事実を意識
- ・要件に該当する事実の存在を証明するための証拠を残す→法獣医学

・根本的な解決を視野に入れる

- 「困った人は困っている人」→人を救い、動物を救う
例) 多頭飼育崩壊¹⁶

¹⁶ 多頭飼育問題に対する対応については、環境省「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」(令和3年3月)、打越綾子『動物問題と社会福祉政策 多頭飼育問題を深く考える』(ナカニシヤ出版、2022年)等参照。